

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

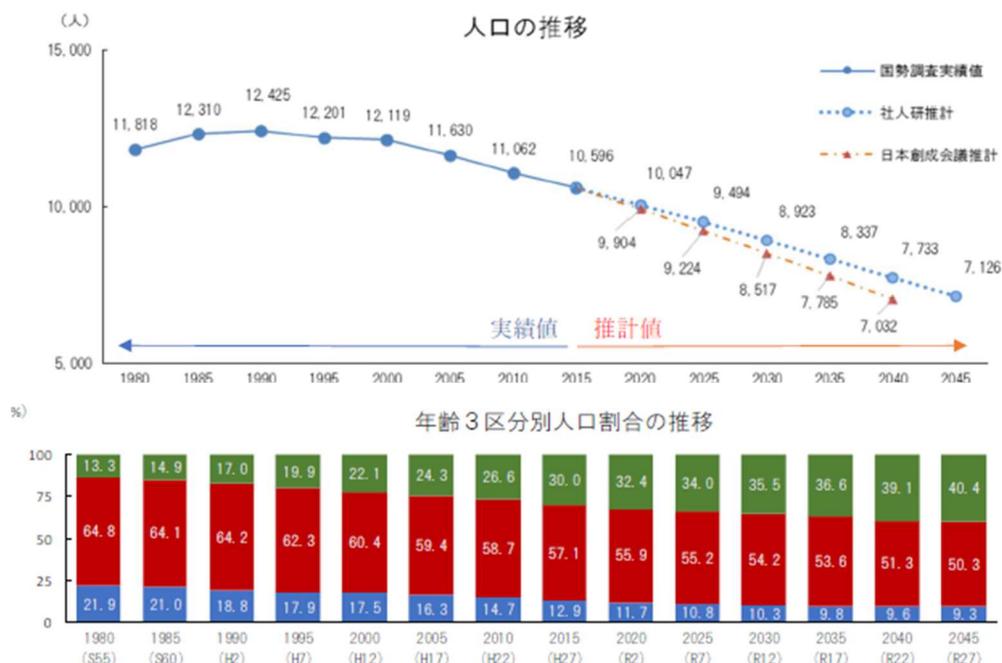
高浜町は福井県の西の玄関口に位置し、南東はおおい町西は京都府を境とする。南西の飯盛山脈を背にして北は日本海に面する。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から高浜地区を経て青郷地区に至る8 kmは広い白砂の海岸と松林など変化に富み、夏は関西・中京方面よりの海水浴客で賑わう。町の約70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地が広がっている。

人口は、平成2年以降、一貫して減少傾向であり、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加により少子高齢化が加速している。また、自然減、社会減が続いており、若年女性が流出することで益々人口減少に歯止めが掛からない状況が懸念されています。

産業構造は、農業・漁業、観光業、関西電力高浜発電所の立地による建設業、電気業などが主な産業であり、第1次産業の漁業は日本海の豊かな漁場のもとに水揚げされる魚種も豊富で、近年ではフグなどの養殖も盛んであるが、現在は漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足が進んで就業者数は半減しています。観光産業として、当町への観光入込は夏季の海水浴を目的とした方が多く、最盛期にはひと夏で150万人以上を集客し、500軒以上の民宿が営業していたが、その後、レジャーの多様化、日焼けを嫌う指向などを背景に、海水浴客数は1978年頃をピークに減少し続け、2024年は町内全体で15万人程度まで落ち込んでいます。しかし、2016年にアジア初となる「ブルーフラッグ」(海の国際認証)の認証を受けたことをはじめ、キャンプ、サップ等のマリンスポーツ等にも力を入れており、また、インバウンド需要も期待されています。

■高浜町の年齢3区分別人口の推移

～年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向～



■高浜町の従業者数・事業所数の推移
～平成22年以降は横ばい傾向～



(2) 目標

中小企業者が先端設備等を導入することで、自らの製品やサービスの品質向上、短納期化及び生産の高効率化などの効果が期待できることから、その導入を促進し、中小企業者の経営力の強化、売上や利益の拡大又は雇用機会の創出を図ることで、本町経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目指す。

これを実現するための目標として、本計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

高浜町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町産業は域内全体に分布していることから、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性の向上は全ての中小企業者にとって共通の課題であり、また本町では、農林水産業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業・飲食サービス業等の多様な業種が町内の経済・雇用を支えており、各業種において広く生産性を向上させることが必要である。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①本計画において、労働生産性の向上は先端設備等の導入及び人的資源の質の向上並びに組織力の強化により達成されるべきものであり、雇用の確保には十分配慮すること。人員削減を目的とした計画は本認定の対象とならない。
- ②認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自ら自己評価を実施すること。また、導入促進基本計画の効果を測定するため高浜町が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力すること。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の対象としない。
- ④町税の滞納がある者は本認定の対象とならない。